

別添 1

平成 23 年 4 月 14 日  
被災者生活支援特別対策本部

## 被災者支援の状況

1. 取組みの概要
2. 被災者等の状況
  - (1) 被災者の推計
  - (2) 被災者の避難状況等
  - (3) インフラ等の被害・復旧状況
3. 課題と当本部の取組み
  - (1) 現地の課題と当本部の取組み（分類）
  - (2) 原子力被災者支援チームと当本部との連携
  - (3) 物資・燃料の供給
  - (4) 各避難所の要支援度の把握と定点観測
  - (5) 二次避難の受入れ先の状況

## 被災者支援取組の概要

### 1. 被災者等の状況

#### (1) 避難所におられる避難者の現状 [P 3～P 5]

全国で約14万人、東北3県で約12万人。

ほぼ一定数に落ち着いている。

今後、二次避難によって人数や場所が変わることが予想される。

#### (2) 避難所以外に避難された方等

例えば知人宅に避難された方、及び、自宅におられる被災された方、ライフラインが復旧せず避難所に食事などを求めに来ておられる方の数は、把握できていない。

#### (3) インフラ等の被害・復旧状況 [P 6～P 8]

各省庁において被害・復旧の状況を把握し、復旧を急いでいる。

### 2. 課題と当本部の位置づけ

#### (1) 現地の課題と当本部の取組み [P 9～P 11]

#### (2) 原子力被災者支援チームと当本部との連携 [P 12]

### 3. 物資等の支援

#### (1) 物資の支援状況 [P 13～P 14]

① 当初は、食料、水、毛布の需要が多く、現在までに食料2,310万食、水700万本、毛布39万枚及び燃料15,000キロリットルを支援。

② 現在は、避難所の生活改善のための物資へと変化。

(パーテーション、シャンプー、調理器具等が増加傾向)

## (2) 燃料の供給 [P 15～P 17]

東北地方への燃料の安定供給を図るため、西日本製油所からの大量転送、3製油所の運転再開、盛岡・郡山向け鉄道輸送や塩竈油槽所等輸送ルートの改善、タンクローリーの大量投入、仮設ミニSSの実施、ドラム缶による灯油等の供給、SSの復旧、原発周辺地域への燃料供給等を最大限実施。また、4月11日までに1,380件、約1.5万KLの燃料を病院等に供給。

これらにより、被災地への供給は、一部の地域を除き、着実な改善が見られている。

## 4. 今後に向けて

### (1) 各避難所の要支援度の把握等 [P 18～P 21]

- ① 東北3県（岩手県、宮城県、福島県）において、すべての避難所（4月4日現在：1,159か所）を対象に、生活環境に関する状況について実態把握を行う。具体的には、4月6日から、週1回程度、食事や医師等の巡回などに関する状況を把握し、特に厳しい状況下にある避難所に対して、重点的に支援を行う。
- ② さらに、6つの避難所（3県×2カ所）を対象に、生活環境等に関する詳細な状況について定期的に実態把握を行う。具体的には、週1～2回、運営状況、施設の状況、食事、衛生環境等、多岐にわたる項目について、数量的なデータのみならず、定性的かつ具体的な実態を把握し、避難所全体の状況を踏まえた効果的な支援に資する。

### (2) 二次避難の受入れ先の確保 [P 22]

- ① 4月13日時点で8,715戸の応急仮設住宅が着工済（うち36戸は完成済）。
- ② 岩手県・宮城県・福島県等6県における必要戸数62,290戸の供給に向けて準備を進める。
- ③ また、全国各地（47都道府県）で、公営住宅や国家公務員宿舎等を合計51,046戸確保（うち5,525戸は入居済。4月9日現在）。旅館・ホテル等も確保。

平成23年4月14日

## 被災者の推計

(単位：人)

	全国	うち3県	注
1. 死者(把握できた数)	13,333	13,270	4月13日8:00現在 警察庁調べ
2. 行方不明者			
(1) 届出のあった者	15,150	14,146	4月13日8:00現在 警察庁調べ
(2) 届出のない者	不 明	不 明	
3. 避難所にいる避難者	140,468	118,843	4月13日8:00現在 警察庁調べ
4. 避難所以外に避難した者	不 明	不 明	各県・市町村が一部の者について把握しているが、その他については調査中
5. 自宅にいるが被災している者	不 明	不 明	・家が壊れた者 ・ライフラインが復旧していない家

## 避難所の避難者数(総括表)

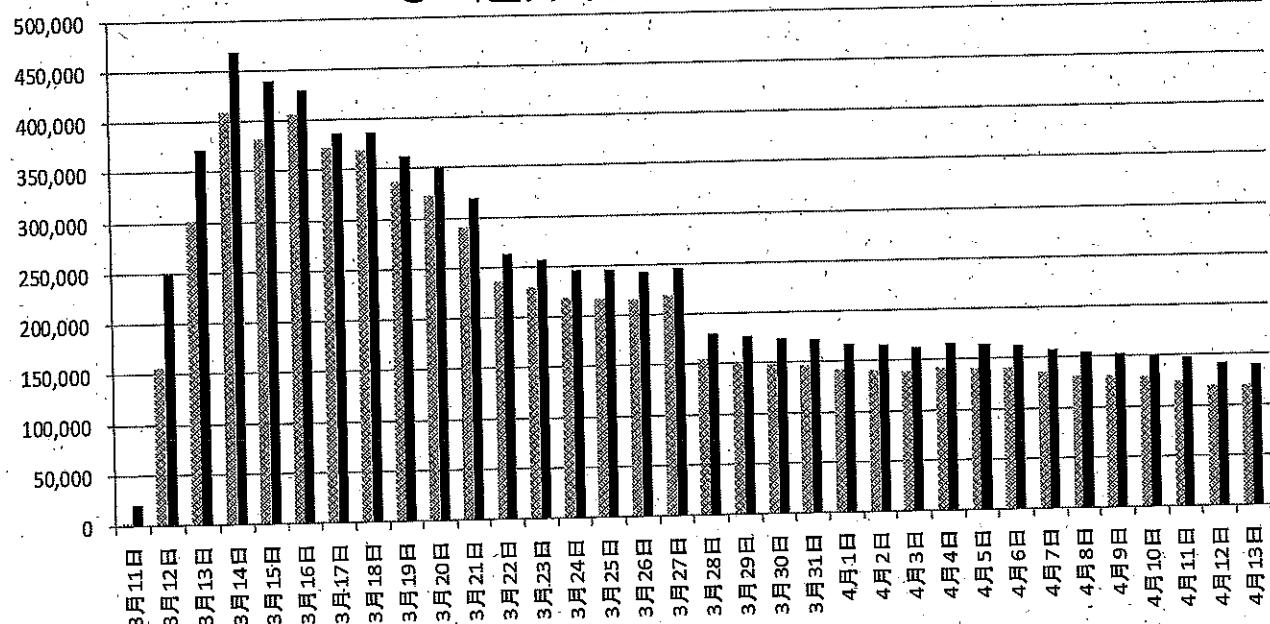
4月13日8:00現在 4月13日19:00現在

	避難者数(※)	避難所数	市町村数
全国計	140,468	2,319	
岩手県	45,319	375	23
宮城県	48,303	435	26
福島県	24,809	238	41
3県合計	118,431	1,048	90

※一部、自宅等避難を含む

出典:緊急災害対策本部及び警察庁緊急災害警備本部資料

### ○ 避難者数の推移



■ 3県合計

■ 全国

\* 警察庁による

## 避難所の避難者数

4月13日8:00現在 4月13日19:00現在

	避難者数(※)	避難所数
北海道	734	220
青森県	887	236
岩手県	45,319	375
宮城県	48,303	435
秋田県	539	99
山形県	1,786	45
福島県	24,809	238
東京都	915	25
茨城県	732	44
栃木県	1,080	26
群馬県	2,802	54
埼玉県	3,488	50
千葉県	1,117	69
神奈川県	472	71
新潟県	4,989	60
山梨県	836	139
長野県	900	100
静岡県	760	33
合計	140,468	2,319

※一部、自宅等避難を含む

出典：緊急災害対策本部及び警察庁緊急災害警備本部  
資料

## インフラ等の被害・復旧状況について(岩手県、宮城県、福島県中心)

被災者生活支援特別対策本部事務局

- 直近の数値や状況を暫定的に取りまとめたものです。
- 詳しくは、各省庁のHP等に掲載されていますのでご覧ください(一部を除く)。

## 1. ガレキ処理及び仮設住宅

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
ガレキ処理	岩手県、宮城県及び福島県における損壊家屋等のガレキ、被災車両等の処理状況について、現在、各県内の市町村に仮置き場が設置され、一部の市町村では、当該仮置き場への運搬に着手したところ。	環境省 ・関係HP ・関係資料(pdf)
応急仮設住宅	応急仮設住宅について、概ね2ヶ月で3万戸、その後の3ヶ月で3万戸を供給する準備を進めているところ。現在、7,454戸着工済み、2,825戸着工予定。	国土交通省 ・関係HP

## 2. 交通

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
道路	高速道路全線、直轄国道の99%で一般利用が可能。県管理国道29箇所、地方道227箇所で通行止め。直轄国道については、国道45号に仮橋を設置すること等により広域迂回を解消するとともに、片側交互通行の解消等の復旧作業を実施。	
鉄道	秋田・山形新幹線は100%、東北新幹線は47%、在来幹線は78%。運転再開予定は、東北新幹線 5月初、東北線 4月下旬、常磐線 上野～いわき間 4月11日。	
航空	仙台空港のみ閉鎖中(救援機のみ24時間使用可)。仙台空港は、4月13日から民航機も含め再開予定であり、完全復旧に向け、引き続き復旧作業を実施中。	国土交通省 ・関係HP
港湾	被災地の重要港湾15港において一部の岸壁が利用可能。バース数でみると35%利用可能。航路の啓閉、岸壁の応急復旧等により、緊急物資等の輸送能力を増強中。	
バス	高速バスは順次運行再開。首都圏～東北方面の輸送力は、地震発生前と比較して266%まで増強。	

## 3. ライフライン

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
食料・飲料	避難所における食料・飲料支援は必要量を確保し、ニーズの変化も踏まえ、レトルトカレー、缶詰、ようかん等の副食や果汁飲料なども順次供給(自宅退避者にも対応)。 卸売市場等による物流機能は回復傾向(中央卸売市場関係:盛岡の青果は通常比9割、仙台の食肉は一部営業開始、福島の青果は通常通り、水産は通常比9割)。	農林水産省 ・関係資料①(pdf) ・関係資料②(pdf)

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
燃料	<p>【製油所・油槽所】 6箇所中3箇所(いずれも関東)が復旧。残りは復旧までに長期化。 塩竈油槽所が一部機能回復(3月27日以降、5,000㎘タンカーが着棧可能)。 ガソリンを含む石油製品全体について、震災前の東北地方の需要量・日量3.8万㎘に対し、既に、概ね日量3万㎘(震災前の約8割程度)の供給を回復。</p> <p>【SS】 東北3県の稼働率は53%(3月20日)から90%(4月10日)に向上。陸前高田市等9市町村に仮設ミニSSを設置。</p>	<a href="#">経済産業省</a> <a href="#">・関係HP</a> <a href="#">・関係資料①(pdf)</a> <a href="#">・関係資料②(pdf)</a>
電気	停電戸数(東北3県)は、約274万戸(3月11日)から約36万戸(4月11日18時)に減少。このうち、4月11日の地震により新たに福島県で発生した停電戸数約20万戸を除いた復旧見通しは、次のとおり。家屋が健全な約3千戸は1週間程度で復旧見込み。約1万5千戸は家主の不在等により送電を保留中。残りの約14万戸については、家屋流出等地域であるため、復旧時期は未定。	<a href="#">経済産業省</a> <a href="#">・関係資料①(pdf)</a> <a href="#">・関係資料②(pdf)</a>  <a href="#">東北電力</a> <a href="#">・関係HP</a>
ガス	<p>都市ガスの供給停止戸数は、約42万戸(3月11日)から約10万戸(4月11日20時30分)に減少。仙台市(停止戸数8万戸)では、4月中に概ね復旧の見通し。</p> <p>LPGガスの供給停止戸数は、約166万戸(3月11日)。現在、供給再開に向けた作業を進めており、4月中旬を目途に、家屋流出等地域を除いて概ね復旧見込み。</p>	<a href="#">経済産業省</a> <a href="#">・関係資料①(pdf)</a> <a href="#">・関係資料②(pdf)</a>
水道	これまで復旧した総数は約204万戸。10県で約22万戸が断水(岩手県約4万户、宮城県約17万户、福島県約7千戸)。全国の水道事業者が給水車による応急給水や水道施設の復旧作業を支援中。	<a href="#">厚生労働省</a> <a href="#">・関係HP</a>
下水道	下水管被害が確認されている市町村等131のうち96が目視による調査終了。被災箇所について仮設バイパス管の設置等による応急対応を実施中。被災した下水処理場63箇所のうち流入汚水のあるものが55箇所、うちほぼ正常の処理に復旧しているもの42箇所。その他13箇所は簡易処理(沈殿・消毒)等による応急対応を実施中。	<a href="#">国土交通省</a> <a href="#">・関係HP</a>
銀行	東北6県及び茨城県に本店がある銀行等の閉鎖店舗は142支店(約5.3%)、相当数のATM拠点が閉鎖中。一部銀行では、早期復旧の困難な支店について、役場等に設置した臨時窓口で対応。	<a href="#">金融庁</a> <a href="#">・関係HP</a>
郵便	<p>郵便局(東北3県1,103局)の被害は、震災直後(3月14日)で583局が営業停止であったが、115局(4月11日)に減少。</p> <p>郵便(配達:東北3県301拠点)の被害は、震災直後(3月14日)で44拠点が配達不能であったが、14拠点(4月11日)に減少。</p>	<a href="#">総務省</a> <a href="#">・関係HP</a> <a href="#">・関係資料①(pdf)</a> <a href="#">・関係資料②(pdf)</a>
電話	NTTの固定電話は沿岸部を中心に、4月11日現在で約5.5万回線が不通(最大時約100万回線)。携帯電話の基地局は4社合計で約1,000局が停波(最大時約14,800局)。NTTは4月末を目途に、一部の地域を除き、通信ビルや携帯基地局の復旧を目指している。	<a href="#">総務省</a> <a href="#">・関係HP</a> <a href="#">・関係資料(pdf)</a>
テレビ	岩手県、宮城県でテレビジョン中継局の停波は174箇所中7箇所(うち、停電6、損壊1)。(カバーする世帯数は少数であるため、放送の広範囲にわたる影響はなし。)	<a href="#">総務省</a> <a href="#">・関係HP</a> <a href="#">・関係資料(pdf)</a>

### 3. その他基盤

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
河川	直轄河川で堤防崩壊等1,828箇所の被害が発生。特に緊急的な対応が必要な箇所について出水期までに緊急復旧を実施中。	<a href="#">国土交通省</a> <a href="#">・関係HP</a>

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
海岸	岩手、宮城、福島3県の海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊。津波による浸水被害は、青森、岩手、宮城、福島4県で443km <sup>2</sup> 。	国土交通省 ・関係HP
漁港	3県で約260の漁港のほぼ全てが壊滅的な被害。被害報告額は、岩手、宮城、福島3県で計3,319億円。緊急に航路・泊地のガレキの除去や岸壁の補修等の応急工事を実施中。	農林水産省 ・関係資料(pdf)
農地等	津波による農地被害面積は推定約2.3万ha。被害報告のある水路等の農業用施設は約4,100箇所。二次災害防止のため、浸水区域に、災害応急ポンプを62台搬送し排水対策を支援、一部の排水樋門周辺のガレキを緊急に除去作業中。	農林水産省 ・関係HP① ・関係HP② ・関係資料(pdf)

【連絡先】

被災者生活支援特別対策本部事務局  
地域班：松島参事官、田中  
代表：03-3581-4571（内線85700）

平成23年4月6日

被災者生活支援特別対策本部

## 被災者生活支援

### 現地の課題と生活支援本部の取組（分類）

次のような項目に分けて、現地の課題に対し、取り組んでいます。

#### I 避難者等支援

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 物資の配達	<p>必要な量・品目が届いていないところがある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現場まで届くのが遅れている。</li><li>・長期化による品目の変化</li><li>・県や市町村による調達と配送が困難</li></ul>	<p>【調達計画を作り、実行中】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・必要な物資の計画的配達</li><li>・専門家による物流の改善</li></ul> <p>現在は、政府（生活支援本部）が代行しているが、今後、順次、災害救助法の枠組み（県による調達配達）へ移行させる。</p>
2. 避難所等における生活改善	<p>物資以外の支援が必要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・避難所の生活環境改善</li><li>・生活インフラ、下着と洗濯、プライバシー保護、医師・看護師・保健師の巡回、薬、入浴、トイレ、ごみ処理 等</li></ul>	<p>【方針を決定し、順次実行中】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. ニーズの把握<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 客観的に ・定点観測（2か所×3県）と全避難所の要支援度の把握</li><li>(2) 個別に ・災対本部現地事務局による聴取 等</li></ul></li><li>2. 対策<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 必必要なところに重点的に対策</li><li>(2) 特に対策の必要なところ</li></ul></li><li>3. 改善状況の確認<ul style="list-style-type: none"><li>上記1.(1)により、全避難所の改善状況も確認する。</li></ul></li></ol>
	個別事項（略）	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 各省において取り組み中。</li><li>2. 本部では、必要事案の調整・解決・指示をしている。</li></ol>

3. 必要な情報の提供	情報の不足	【内閣広報官と協力し、充実中】 被災者に必要な情報の提供を、官邸HP、壁新聞等政府広報を通じて、また、マスコミの協力を得て行う。
4. 二次避難対策	1. 住民の誘導 ①公営住宅等への移住 ②旅館等への一時避難  2. 仮設住宅の建設	【順次実行中】 1. 県の対策への支援  2. 仮設住宅検討会議（3月28日発足）
5. 原発事故被災者	一般被災者と違った配慮が必要な面も。	【原子力被災者支援チームと協力して実施】 1. 基礎データの把握 2. 対策の実行

## II 復旧に向けて

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. インフラ等の早期復旧	1. 被害・復旧状況の把握  2. 公共インフラ等の応急復旧	【各省において取組中。生活支援本部で整理した各省の数字を官邸HP等で公表予定】 (1) 交通等 (2) ライフライン (3) その他インフラ  【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】 (1) 災害廃棄物処理検討会議（3月21日発足） (2) 仮設住宅検討会議（3月28日発足） (3) 復旧対策検討会議（3月29日発足）
2. 生活の再建	住民生活の再建	【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】 (1) 就労推進会議（3月28日発足） (2) 生業支援

### III 対策のための基盤の充実

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 市町村機能の回復	1. 役場機能の回復 2. 役場を移転した市町村への支援	<p>【総務省が中心となって、役場を支援】</p> <p>1. 人的支援等 総務省職員の派遣、国家公務員の派遣、地方公務員の派遣のあっせん 等</p> <p>2. 相談窓口等 ・ 総務省と生活支援本部に窓口を作つて、相談に応じている。 ・ 役場を区域外に移転した8町村と国との連絡手段を確保するため、パソコンや携帯電話端末の配備を進めている。 ・ 福島県による避難者の所在確認のためのコールセンターの設置（予定）を広報する。</p>
2. 政府内での対策強化		<p>1. 生活支援本部における各府省との連携強化 ・ 府省連絡会議による情報共有・連携 ・ 特定テーマについて府省間連携（各種検討会議で対応（Ⅱ参照））</p> <p>2. 地方公共団体との連携 生活支援本部に地域班を設置し、災対本部現地事務局及び県（ホットライン設置）と連携を密にして、自治体を支援している。</p> <p>3. 国民に向けての広報の強化 官邸HP等を充実中</p>

23.3.29

松下事務局長 決定  
平野事務局長

原子力被災者支援チームと被災者生活支援特別対策本部との連携

原子力被災者支援チーム

30km圏内に所在する者

30km圏外に所在する者

原子力安全情報の伝達

原子力安全情報の伝達

屋内退避者への支援

避難者への支援

圏外への移動

連携

連携

緊急参集チーム  
(主宰:危機管理監)

被災者生活支援特別対策本部

4月14日00:00現在  
被災者生活支援特別対策本部

### 主要緊急物資の支援状況

区分	調達品目	到着済み	対前日同時刻比		輸送中・ 輸送準備中
			+	-	
食料・飲料水	パン(食)	8,672,705	+ 140,000	-	280,000
	即席めん類(食)	2,260,016	+ 40,000	-	80,000
	おにぎり・もち・包装米飯(食)	3,150,452	+ 40,000	-	80,000
	精米(食)	3,312,236	+ 10,000	-	20,000
	その他(缶詰等)(食)	5,684,022	+ 205,492	-	577,150
	食料計(食)	23,079,431	+ 435,492	-	1,037,150
	飲料水(本)	7,026,621	+ 78,480	-	228,096
生活用品	トイレットペーパー(個)	379,695	+ 51,215	-	0
	おむつ(枚)	350,658	+ 31,488	-	9,056
	一般薬(箱)	229,284	+ 0	-	3,698
	マスク(枚)	4,380,442	+ 0	-	0
燃料	燃料等(リットル)	15,341,000	+ 0	-	0

## その他の物資の例

(飲食物) : 副食、病院食、離乳食、乳児用粉ミルク、菓子、野菜、果物

(衣服等) : 洋服、下着、防寒着、靴下、運動靴、長靴、サンダル

(台所用品) : 台所洗剤、鍋、ラップ、プラスチック製食器、割り箸、紙コップ、お椀、スプーン、フォーク、調理器具、電気ポット

(衛生用品) : 生理用品、介護用手袋、タオル、お尻ふき、消毒用アルコール、歯磨きセット、石けん、シャンプー、ボディーソープ、スポンジたわし、足ふきマット、手洗い洗剤、ガーゼ

(生活用品) : 哺乳瓶、布団、マットレス、ウェットティッシュ、カイロ、ペーパータオル、ゴミ袋、軍手、つめきり、アレルギー用薬、ブルーシート、延長ケーブル、ポリタンク、ストーブ、ラジオ、ろうそく、携帯トイレ、懐中電灯、乾電池、ゴム手袋、ボックスティッシュ、エマージェンシーシート、パーテーション

(その他) : ドライアイス、不織物、遺体収納袋、棺桶、骨壺、棺桶布団、仏衣、テント、ガムテープ、土嚢袋、次亜塩素酸、消石灰

## 東北地方への燃料供給について

### 1. 供給量の確保

西日本製油所からの大量転送、民間備蓄水準の大幅引き下げ（70日→45日）、3製油所の運転再開（東燃・川崎、極東石油・千葉、JX日鉱日石・根岸）等により、東北地方の通常の需要量に相当する3.8万kl／日の供給余力を確保。現在の東北地方への供給は約3万kl／日。

### 2. 輸送ルートの改善と被災地への供給対策

(1) 塩竈港の機能回復（約5000klのタンカーが着棧可能、4/12までに約15.6万kl着棧済）

(2) 鉄道輸送ルートの確保（根岸→盛岡：約1300kl／日、根岸→郡山：約600kl／日（4/1からは1200kl／日）、宇都宮：約6000kl／日（一部を福島県等へ））

(3) タンクローリーの大幅投入（297台を追加投入済み）

(4) 灯油供給対策（ドラム缶約4000本搬入済み、石連からの無償提供約2000本も4/4より順次各県に向けて出荷を開始。）

(5) 福島原発周辺地域の支援（4/11までに約1200kl）

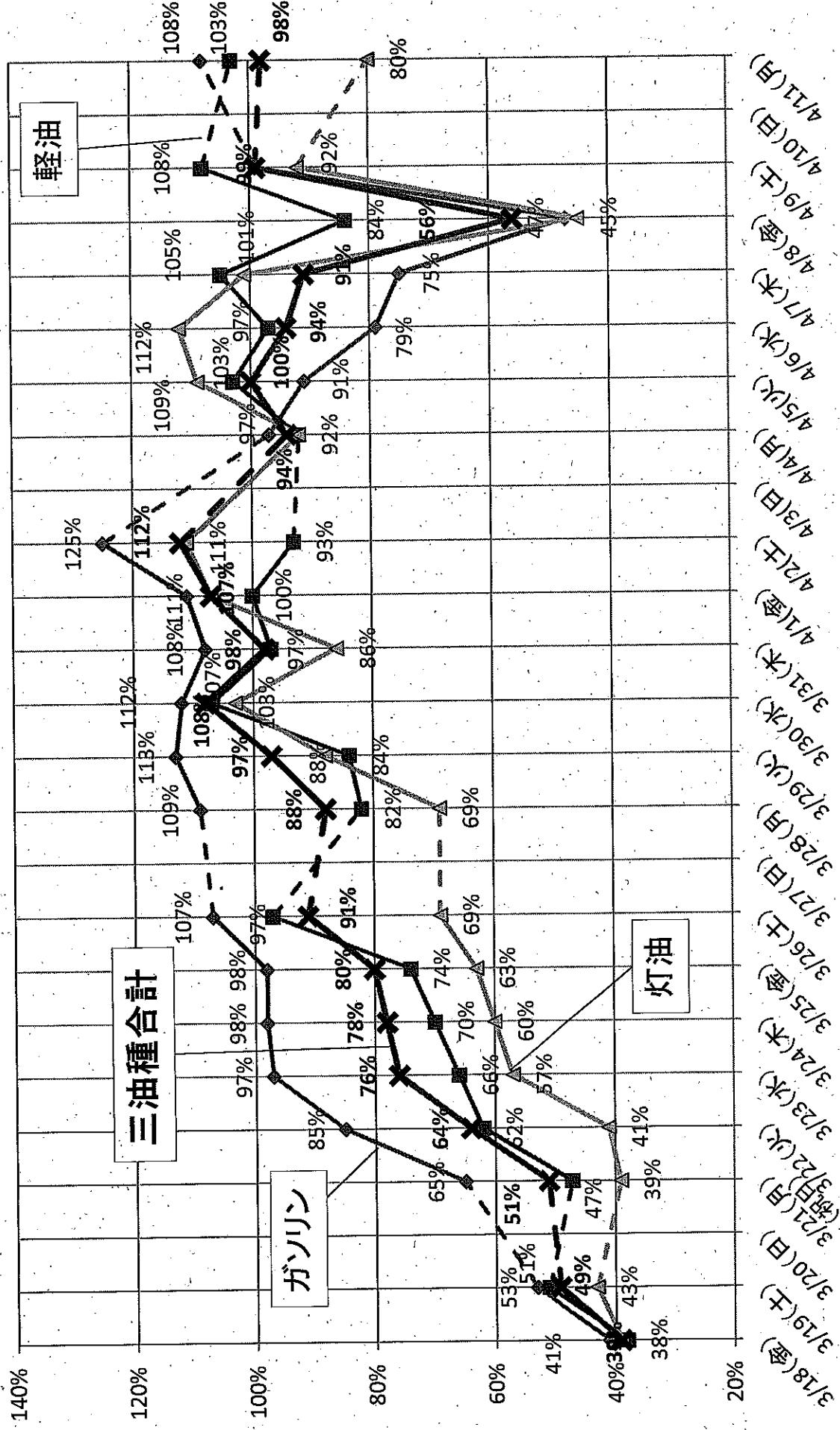
(6) 4/11までに病院等約1380件・約1.5万klのガソリン・軽油等を搬送（当初に比べ、燃料に対する要請は大幅に減少）。

(7) 被災地の9市町村で仮設ミニSSを設置し、ドラム缶からガソリンを供給（3/27～4/12で約8700台）。

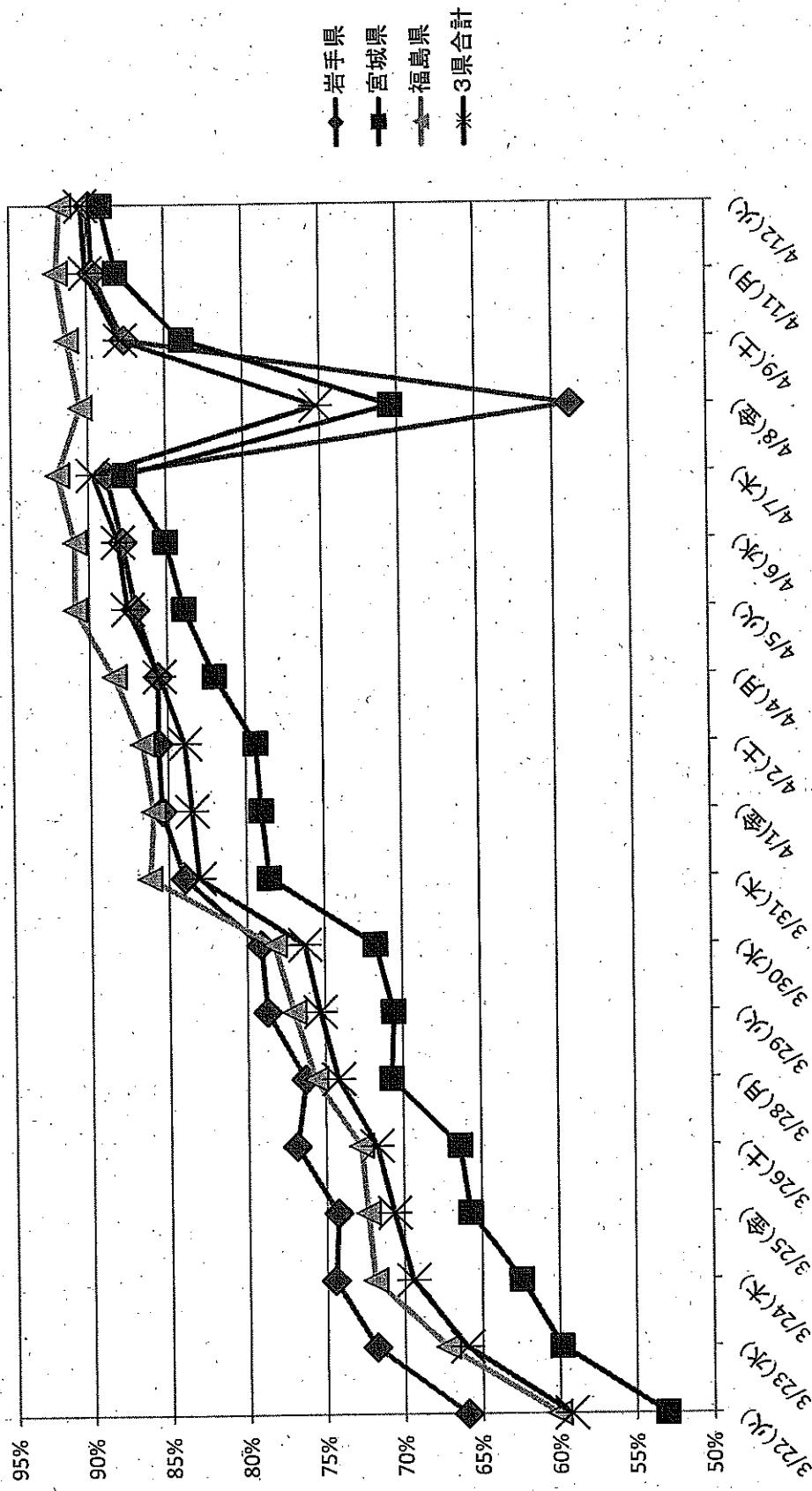
# 東北地方への石油製品の出荷量(昨年比)

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の元売り系列SSへの出荷量

(単位:%)



# 東北3県におけるSSの稼働状況



平成 23 年 4 月 7 日

## 各避難所の要支援度の把握について

### 1 趣旨

東北の 3 県（岩手県、宮城県、福島県）において、すべての避難所（4 月 4 日現在：1,159 か所）を対象に生活環境に関する状況を把握する。

各避難所において支援を要する点を把握して、重点的に支援を行う。

### 2 把握内容及び頻度

(1) すべての避難所が対象となるため、現地事務所及び市町村、避難者にとって過度の負担にならないよう、項目を限定したうえで、各項目ごとに 3 ないし 5 段階で評価する。

(2) 項目は次の 9 項目とし、4 月 6 日から開始し、当面、週 1 回、結果を取りまとめる予定。（第 1 回の取りまとめは 4 月 15 日を目指す）

- ① 水道・電気・ガス・燃料
- ② 食
- ③ 下着と洗濯
- ④ プライバシーの確保
- ⑤ 医師看護師・保健師の巡回等
- ⑥ 薬
- ⑦ 入浴
- ⑧ トイレ
- ⑨ ゴミ処理

### 3 結果の集計、活用

- (1) 各避難所の生活環境を、上記の 9 項目の観点から評価する。
- (2) 厳しい状態にある避難所に対して、重点的に支援を行うことにより、避難所間の格差を改善する。

## 全避難所実態把握票

避難所名  (例: ●●県▲▲町■■小学校)	記入日  年 月 日	回答者名  (電話番号)
------------------------------	------------------	--------------------

避難者数  (人)	避難所近隣の自宅等に居住し、食事のみ受け取っている人の数  (人)
-----------------	---

**該当する状態あるいは最も近い選択欄の数字に○をつけてください。**

### 1 水道・電気・ガス・燃料

選択欄	1	2	3
状態	水道、電気は復旧しておらず、ガスの利用もできない。灯油などの燃料も著しく不足。	いずれかが復旧している。 【復旧、利用可能なものに○を付けてください。】 - 水道 - 電気 - ガス - 灯油などの燃料	水道、電気が復旧。ガスも利用可能(都市ガスの復旧、プロパン燃料の確保)。灯油などの燃料も入手可能。

### 2 食事

選択欄	1	2	3	4	5
状態	毎日、おにぎりやパンのみ。	おにぎりやパンに、時々、おかずが加わる。	おにぎりやパンに、時々、おかずや温かい物が加わる。	毎日、おにぎり、パン、おかずが出るほか、時々、温かいものが加わる。	毎日、おにぎり、パン、おかず、温かい物を食べられる。

### 3 下着と洗濯

選択欄	1	2	3
状態	替えの下着がない。	替えの下着はあるが、洗濯ができず不足している。	数が充足し、洗濯ができる。

### 4 プライバシーの確保

選択欄	1	2	3
状態	間仕切りなどが全くない。	着替え場所など一部は、仕切られている。	居場所がついたてで仕切られるなど、ある程度プライバシーが確保されている。

**裏面へ→**

5. 医師、看護師又は保健師の巡回等

選択欄	1	2	3
状態	医師、看護師又は保健師の巡回がないか間遠（10日に1回程度以下）で、近隣の医療機関も利用できない。	週に数回程度の巡回がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日に1回は巡回がある</li> <li>又は</li> <li>・医師、看護師又は保健師が常駐している</li> <li>又は</li> <li>・近隣の医療機関が利用できる。</li> </ul>

6. 薬

選択欄	1	2	3
状態	全般的に入手困難（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）	分野によっては不足（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）	全般的に充足している。（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）

7. 入浴

選択欄	1	2	3
状態	大震災以来、入浴できていない。	週に1度程度入浴可能。	避難所施設や近隣の施設で週に数回以上入浴可能。

8. トイレ

選択欄	1	2	3
状態	トイレ（仮設トイレを含む。）の数が不十分で汲み取りなども行われていない。	トイレ（仮設トイレを含む。）の数はあるが汲み取りなどは行われていない。	仮設トイレも含めて充分な数があり、汲み取りなどが行われている。

9. ゴミ処理

選択欄	1	2	3
状態	ゴミ捨て場がない。	ゴミ捨て場は定められているが、処理は週に1、2回。	ゴミ捨て場が定められ、週に数回は処理されて、衛生的に保たれている。

平成23年4月6日

## 避難所の実態把握（モニタリング）

### 1. 趣旨

被災した東北の3県（岩手県、宮城県、福島県）において、避難所を抽出した上で、その実態を定期的に把握することにより、被災者の生活環境の改善に資する。

### 2. 実態把握の内容

個々の避難所におけるライフライン、食事、衛生環境、物資、医療、教育等の避難所における生活全般にわたり、数量的なデータのみならず、避難者の生活状況を具体的に示す定性的かつ具体的な実態を内容とする。

### 3. 実態把握の方法

3県それぞれに少なくとも2カ所の避難所を、可能な限り対照的なもの（環境、規模、都市とべき地、など）となるよう選定し、原則として週1～2回の頻度で定点観測する。

※ 本件実態把握の対象となる個別の避難所名及び結果については公表しない。

平成 23 年 4 月 14 日  
被災者生活支援特別対策本部

応急仮設住宅等への受入れ状況及び旅館等への一時的避難の受入れ状況

○応急仮設住宅、国の宿舎、公営住宅等

(戸)

	入居済又は 入居者決定戸数	提供可能戸数
応急仮設住宅(4/13 現在) 【国土交通省調べ】	36 (完成済)	8,715 (着工済戸数)
国の宿舎等(4/9 現在) 【財務省調べ】	2,076	29,383
公営住宅等(4/9 現在) 【国土交通省調べ】	3,449	21,663
計	5,561	59,761

○旅館・ホテル等（避難所としての一時的避難）

【観光庁調べ】

(4/11 現在)

送り出し県	受入れ人数
岩手県	1,445
宮城県	707
福島県	7,055
うち、県外	257
計	9,207
うち、県外	257

(注) 福島県における「うち、県外」の内訳は、静岡県へ141人、茨城県へ116人。

【被災者生活支援本部調べ】

受け入れ県	受入れ人数
秋田県(4/12 現在)	372
新潟県(4/13 現在)	774
計	1,146

(注1) 秋田県、新潟県HPより。

(注2) 秋田県の受入れ人数の内訳は、福島県から302人、それ以外の県から70人。